

松本市・波田町新市基本計画

平成 21 年 10 月

松本市・波田町合併協議会

令和 2 年 3 月変更

松本市

目 次

第1章	序論	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の構成	1
3	計画の期間	1
第2章	松本市・波田町の概況	2
1	位置と地勢	2
2	沿革	4
3	面積	5
4	人口・世帯数・産業別就業者数	6
5	生活圏の状況	8
6	主要指標	10
7	合併の経過	11
第3章	まちづくりの基本方針	12
1	まちづくりの指針	12
2	土地利用の方針	14
3	波田地域の役割	15
第4章	まちづくりの計画	16
1	「健康寿命延伸都市・松本」の創造プログラム	16
2	松本市民がめざす将来のまちの姿（6本の柱）	17
(1)	みんなでつくる協働のまち	18
(2)	いつでも健康ではつらつと生きるまち	19
(3)	安全で安心してゆとりをもって暮らすまち	20
(4)	美しい環境を大切にして未来につなぐまち	21
(5)	熱気と活気にあふれ輝くまち	22
(6)	心豊かに夢がふくらみ育つまち	23
第5章	長野県の取組み	24
1	長野県の役割	24
2	新市における長野県の取組み	24
第6章	公共施設の適正配置等の基本方針	28
第7章	財政計画	29
1	前提条件	29
2	歳入	29
3	歳出	30
4	財政計画	31

第1章 序論

1 計画の趣旨

新市基本計画は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第6条に基づき、松本市と波田町が合併した後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め、新市の円滑な運営の確保、均衡ある発展に寄与するとともに、一体性の確立及び住民福祉の一層の向上を図り、市民と行政が協働して取り組むための、方向性を示すものです。

2 計画の構成

松本市・波田町新市基本計画は、次により構成されています。

第1章 序論

計画の趣旨、構成及び期間について述べられています。

第2章 松本市・波田町の概況

松本市と波田町の位置と地勢、沿革、面積、人口・世帯数・産業別就業者数、生活圏の状況、主要指標及び合併の経過について述べられています。

第3章 まちづくりの基本方針

新市のまちづくりの指針、土地利用の方針、合併後の波田地区の役割について述べられています。

第4章 まちづくりの計画

まちづくりの基本方針の達成に向けた、施策の目標について述べられています。

第5章 長野県の取組み

長野県が実施する新松本市の円滑な運営の確保及び均衡な発展に特に資する事業に関する事項について述べられています。

第6章 公共施設の適正配置等の基本方針

当該地域における公共施設の統合・整備について述べられています。

3 計画の期間

計画の期間は、合併年度及びこれに続く15年間とします。

第2章 松本市・波田町の概況

1 位置と地勢

松本市

松本市は、長野県のほぼ中央から西部に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県等に接し、東西概ね52km、南北概ね41kmにわたり、面積は、919.07km²で、県下最大の市域です。

市域東部には、標高2,000mの美ヶ原高原を望み、また、西部には標高3,000m級の峰々が連なる北アルプスの山岳が広がります。市域の標高最高地点は、3,190mの奥穂高岳、市中心部との標高差が約2,600mとなり、日本の屋根と呼ばれる山岳地帯から松本平と呼ばれる肥沃な盆地まで、変化と魅力に富んだ多彩な地勢が形成されています。

市内には、梓川が貫流し、上流域は、大部分が北アルプスの山岳地帯にあり、起伏の多い急しゅんな地形となっています。中流域は、山麓地帯と河岸段丘が広がり、下流域は、多くの河川からなる扇状地等が形成され、また、山なみを隔てた北部には、周囲を山に囲まれた中に東部山麓からの河川に沿って耕地が開けている地域があります。

これらの山々や清流等の豊かな自然は、市街地や農山村地帯への大きな恵みともなり、産業や文化を育て、地勢そのものが豊かさの象徴となっています。

波田町

波田町は、長野県のほぼ中央に位置し、梓川流域南岸に広がる平坦地と、飛騨山脈より分かれた山岳地帯、並びにこれに連なる山麓平地により成り立っています。

総面積は、59.40km²で、東西13km、南北15kmにわたります。山林地帯は、2,446mの鉢盛山を主峰として、北東平地に対して麓を形成しています。この山麓に開けた平地は、梓川によって造られた4つの段丘に区分されています。

この平地は、東北面に緩傾斜をなし、標高600mから900m台までの高度差をもって、上の段は一般に桔梗ヶ原地帯と言われる火山灰土壌の扇状地であり、下の段は梓川沿いの沖積層地帯となっています。土地は、肥沃で農耕に適し、また、幹線道路の発達に伴い、商工業が共に興隆してきました。

現在は、スイカの名産地として知られ、その多くは、関西及び関東方面へ出荷されています。

2 沿革

松本市

松本市は、平安時代には信濃国府が置かれ、中世には信濃守護の館の所在地として、また、江戸時代には、松本藩の城下町として栄えました。

明治22年4月には町制を、同40年5月には市制を施行し、その後、昭和29年、昭和49年等に周辺の村との合併を経てきました。

また、産業のまちとして、明治末期からは、製糸業を中心とした近代産業が勃興し、大正時代には、日本銀行松本支店が開設するなど県下の経済金融の中心地となりました。

近代工業化は、第二次世界大戦中の工場疎開を端に発しており、さらに、昭和39年の新産業都市の指定が契機となり、電機・機械・食料品の業種を中心に発展しました。

商業は、「商都松本」を称せられてきたとおり、中南信地域の基幹都市として大きな商業集積を形成しています。

一方、松本市は、伝統的に教育を尊重する気風が強く、明治6年の開智学校の校に始まる独自の教育制度や松本高等学校の招致、近年では、世界的に著名なスズキ・メソッド及び世界花いっぱい運動が発祥するとともに、サイトウ・キネン・フェスティバル松本の開催に代表されるように、文化芸術の息づく教育のまちです。

更に、長野自動車道や安房トンネル、また、信州まつもと空港の整備等により、交通の要所、産業経済の拠点、教育文化交流の地として発展しています。そして、平成17年4月には、周辺の4か村との合併による広大な市域において、美しい自然環境や豊富な観光資源、農山村の豊かな恵みと伝統文化をもつ多彩な地域が形成されています。

また、平成19年には市制施行100周年を迎え、さらなる100年に向かって未来にはばたき、飛躍するまちづくりが進められています。

波田町

波田町は、明治4年の廃藩置県が布告された当時は、上波多村、下波多村及び三溝村に分かれていましたが、筑摩県権令の勸奨によって成された町村合併の施策により、明治7年、上波多村・下波多村・三溝村が合併して「波多村」が誕生しました。昭和8年には、村の平和と水田の豊かさを希求して、村名を「波田村」へ変更しました。

昭和48年には、町制施行により「波田町」として新たに出発しました。

昭和50年から60年にかけては、松本市のベッドタウンとして人口が急増し、増加率は30%を超えていましたが、平成7年以降、約8.5%の伸びとなり、増加の幅は小さくなってきています。

産業においては、明治時代よりヒノキ、カラマツなどの山林種苗の生産がされており、県内でも主要な産地です。また、肥沃な大地と梓川の清流に恵まれた広大な優良農地を利用して、りんご、梨、桃、稲作等の豊富な農産物を生産しています。とりわけ「スイカ」は、全国ブランドとして、町を代表する農産物です。

3 面積

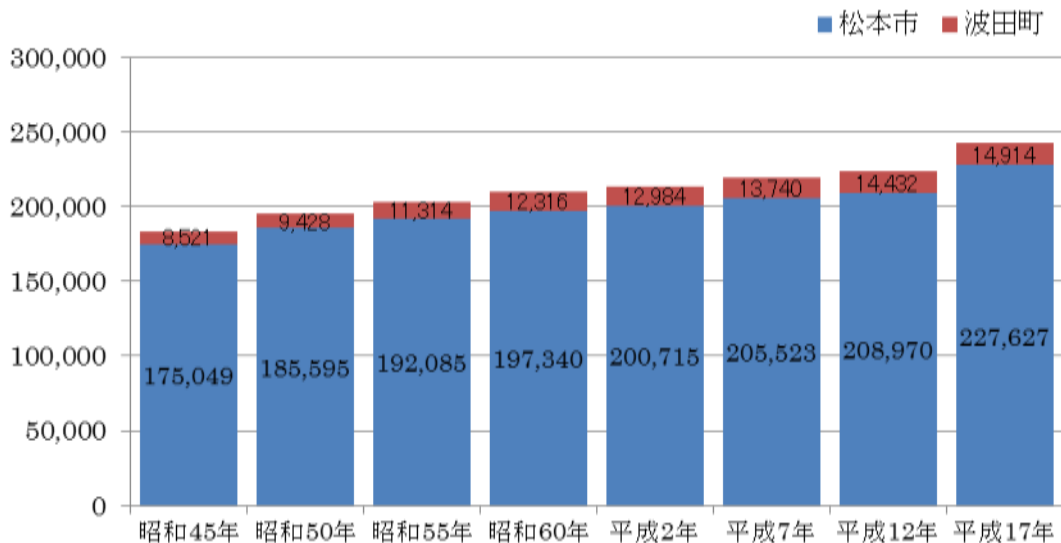
松本市の面積は919.07 k m²、波田町の面積は59.40 k m²であり、両市町の面積を合わせると978.47 k m²となります。これは、長野県の面積の約7.2%を占め、県下最大の市域です。

4 人口・世帯数・産業別就業者数

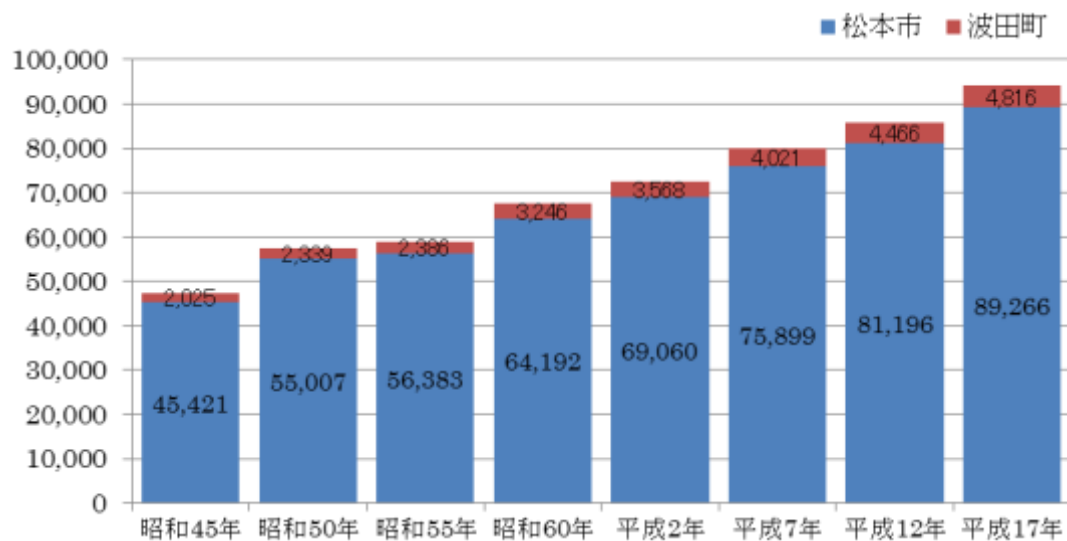
国内の人口は減少局面を迎え、松本市の人口は平成17年に実施された国勢調査では227,627人となり、平成12年の同調査（旧4村合併分を含む）と比較し1,406人の減少となっています。

波田町の人口は、昭和50年から60年にかけて松本市のベッドタウンとして人口が急増し、増加率は30%を超えていましたが、平成7年以降約8.5%の伸びとなり、増加の幅は減少しています。

人口

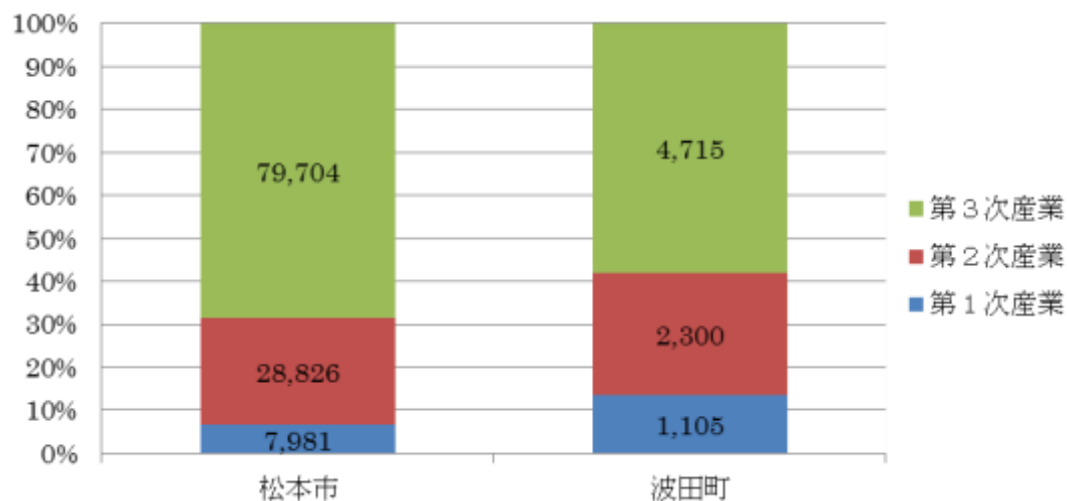


世帯数



松本市と波田町の産業別就業者比率を比較すると、波田町は、農林業が代表的な産業であり、スイカ、りんごの栽培、山林種苗の生産等が盛んで、第1次産業（農林業）の比率が高く、商業の基幹都市である松本市は第3次産業（小売、サービス業等）の比率が高くなっています。

産業別就業者数



就業者数（全体） 松本市 116,655人 波田町 8,177人

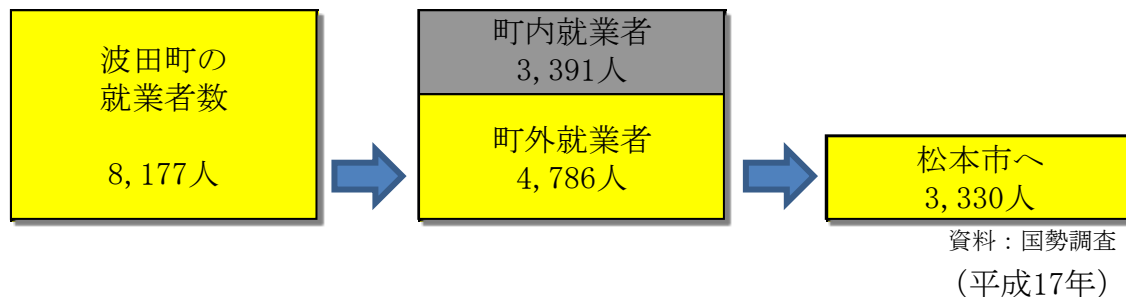
※就業者数（全体）には、第1～3次産業以外の数も含まれています。

※第1次産業（農林業）、第2次産業（製造、建設業）、第3次産業（小売、サービス業等）

5 生活圏の状況

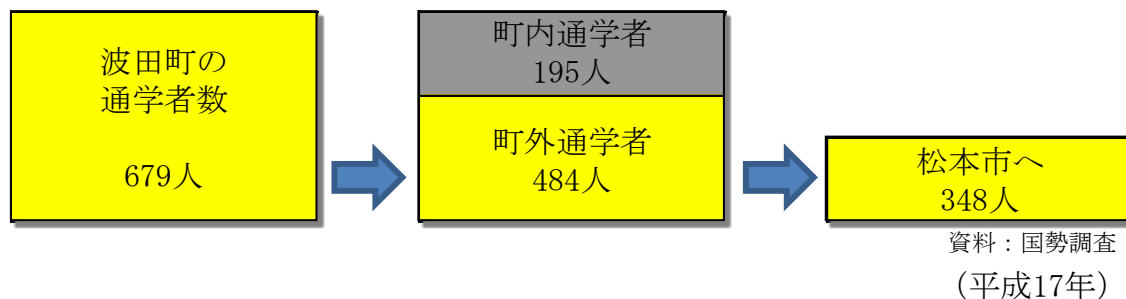
就業者

波田町の就業者の58.5%の方が町外で就業し、そのうち69.6%の方が松本市へ通勤しています。



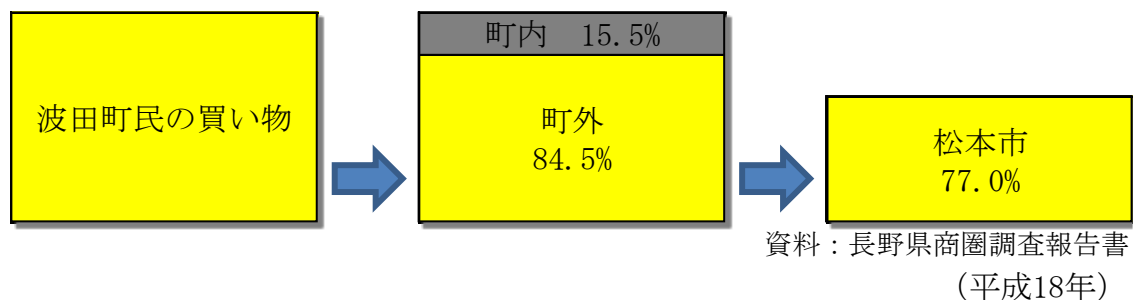
通学者

波田町の通学者の71.3%の方が町外へ通学し、そのうち71.9%の方が松本市に通学しています。



買い物

波田町の84.5%の方が町外で買い物をし、そのうち77.0%の方が松本市で買い物をしています。



波田総合病院

年間利用者のうち、外来で 32.1%、入院で 38.8%が松本市民です。

外来患者数 111,578 人（平成 20 年度）

波田町 43,946人 (39.4%)	松本市 35,809人 (32.1%)	その他 31,823人 (28.5%)
---------------------------	---------------------------	---------------------------

入院患者数 67,886 人（平成 20 年度）

波田町 21,675人 (31.9%)	松本市 26,352人 (38.8%)	その他 19,859人 (29.3%)
---------------------------	---------------------------	---------------------------

（平成 20 年度波田町調べ）

6 主要指標

項 目		松本市	波田町	備考	
面 積		919.07 km ²	59.40 km ²	26.10.1	国土地理院
人 口	総数	227,627 人	14,914 人	17.10.1	国勢調査
	男	112,083 人	7,228 人	17.10.1	国勢調査
	女	115,544 人	7,686 人	17.10.1	国勢調査
	15歳未満	33,168 人	2,337 人	17.10.1	国勢調査
	15～64歳	146,210 人	9,511 人	17.10.1	〔「不詳」を含むため総数に一致せず〕
	65歳以上	48,217 人	3,055 人	17.10.1	
世帯数	89,266 世帯	4,861 世帯	17.10.1	国勢調査	
老年人口割合	21.2 %	20.5 %	17.10.1	国勢調査	
人口密度	248 人/km ²	251 人/km ²	17.10.1	国勢調査	
就業者数	総 数	116,655 人	8,177 人	17.10.1	国勢調査
	第1次産業	7,981 人	1,105 人	17.10.1	国勢調査
	第2次産業	28,826 人	2,300 人	17.10.1	国勢調査
	第3次産業	79,704 人	4,715 人	17.10.1	国勢調査
農 業	総農家数	7,908 戸	525 戸	17.2.1	農林業センサス
経営耕地面積	504,300 a	67,366 a	17.2.1	農林業センサス	
農業産出額	1,551 千万円	285 千万円	18.12.3	関東農政局長野農政事務所	
事業所	総 数	13,682 所	474 所	18.10.1	事業所企業統計調査
	従業者数	123,709 人	3,920 人	18.10.1	事業所企業統計調査
工 業 (従業者数4人以上の事業所)	事業所数	402 所	23 所	19.12.3	工業統計調査
	従業者数	16,678 人	497 人	19.12.3	工業統計調査
	製造品出荷額	627,702 百万円	9,035 百万円	19.12.3	工業統計調査
商 業	事業所数	3,440 所	93 所	19.6.1	商業統計調査
	従業者数	26,285 人	614 人	19.6.1	商業統計調査
	年間商品販売額	1,280,611 百万円	9,716 百万円	19.6.1	商業統計調査
小学校	学校数	33 校	1 校	20.5.1	学校基本調査
	児童数	13,365 人	930 人	20.5.1	学校基本調査
中学校	学校数	21 校	2 校	20.5.1	学校基本調査
	生徒数	6,558 人	475 人	20.5.1	学校基本調査
	高等学校進学率	97.4 %	97.3 %	20.5.1	学校基本調査
普通会計決算額	歳入	83,173 百万円	5,214 百万円	19年度	市・町
	歳出	81,603 百万円	5,063 百万円	19年度	市・町
自動車保有台数	登録自動車	116,360 台	7,262 台	20.3.31	北陸信越運輸局長野運輸支局
	軽自動車(二輪除く)	61,229 台	5,209 台	20.3.31	長野県軽自動車協会

7 合併の経過

松本市

旧村名	明治 22 年	明治 40 年	大正 14 年	昭和 18 年	昭和 29 年	昭和 35 年	昭和 36 年	昭和 49 年	平成 17 年
松本北深志町、松本南深志町、桐村、蟻ヶ崎村、宮渕村、白板村、渚村、筑摩村他	松本町	松本市 (市制施行)	松本市	松本市	松本市 4 月	松本市	松本市	松本市	松本市
出川町村、笹部村、両島村、高宮村、並柳村、筑摩村他	松本村			(大字神田)					
中山村	中山村								
島内村	島内村								
島立村	島立村								
新村	新村								
和田村	和田村								
神林村	神林村								
二子村、小俣村、神戸村、神戸新田村、今村	笹賀村								
村井町村、小屋村、平田村、野溝村	芳川村								
小赤村、豊丘村、白瀬淵村	寿村								
下岡田村、松岡村、岡田町村、伊深村	岡田村								
入山辺村	入山辺村								
里山辺村	里山辺村								
今井村	今井村								
片丘村	片丘村は昭和 35 年 4 月塩尻市と合併				(北内田)	(崖の湯)			
惣社村、横田村、大村、浅間村、水汲村、原村、洞村、稲倉村、三才山村				本郷村					
四賀村、梓川村、安曇村、奈川村									

波田町

旧村名	明治 7 年 10 月 25 日	昭和 8 年 2 月 16 日	昭和 48 年 4 月 1 日
上波多村	波多村	波田村 (名称変更)	波田町 (町制施行)
下波多村			
佐溝村			

第3章 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの指針

松本市は、平成12年11月に特例市へと移行し、一極集中型の行政から権限委譲による地方の特色を活かした行政へと変革を進め、より市民に近い場所でのサービス提供に向けた取組みを行っています。

合併後の新市においては、顧客主義や成果主義に基づいた行政の効率化や活性化を図る新しい公共経営の観点を指針とし、まちづくりの目標を示し、市民満足度を指標とする成果の向上をめざします。また、市民自らが課題解決に参画する仕組みを確かなものにし、市民と行政がそれぞれの役割を担う協働のまちづくりを進めます。更に、選択と集中による施策の重点化を図り、行政資源の一層の効率化を進め、市民に開かれた健全な行財政経営を行います。

また、すでに一体的な生活圏を形成している波田町の歴史・文化を継承し、ひとつの自治体としてより広い視点からまちづくりを進め、時代に応じた施策を積極的に取り入れ、計画的・効率的な行財政運営を通して、更なる行政サービスの効率化と質の向上を図り、新たなまちづくりを推進します。

「健康寿命延伸都市・松本」の創造

松本市は、高齢者のみならず、乳幼児期の子どもから高齢者まで、すべてのライフステージにおいて、また、これまで健康とかかわりの薄かった分野も含め、「市民生活の健康水準を高める」ために、私たちを取り巻くあらゆる環境を整え、「安心と安定」、同時に、「生き方の質の向上」すなわち、「生きがいと感動」を覚えることのできるまちづくりをめざし、「健康寿命延伸都市・松本」の創造に取り組み、超少子高齢型人口減少社会における持続可能なまちづくりを進めています。

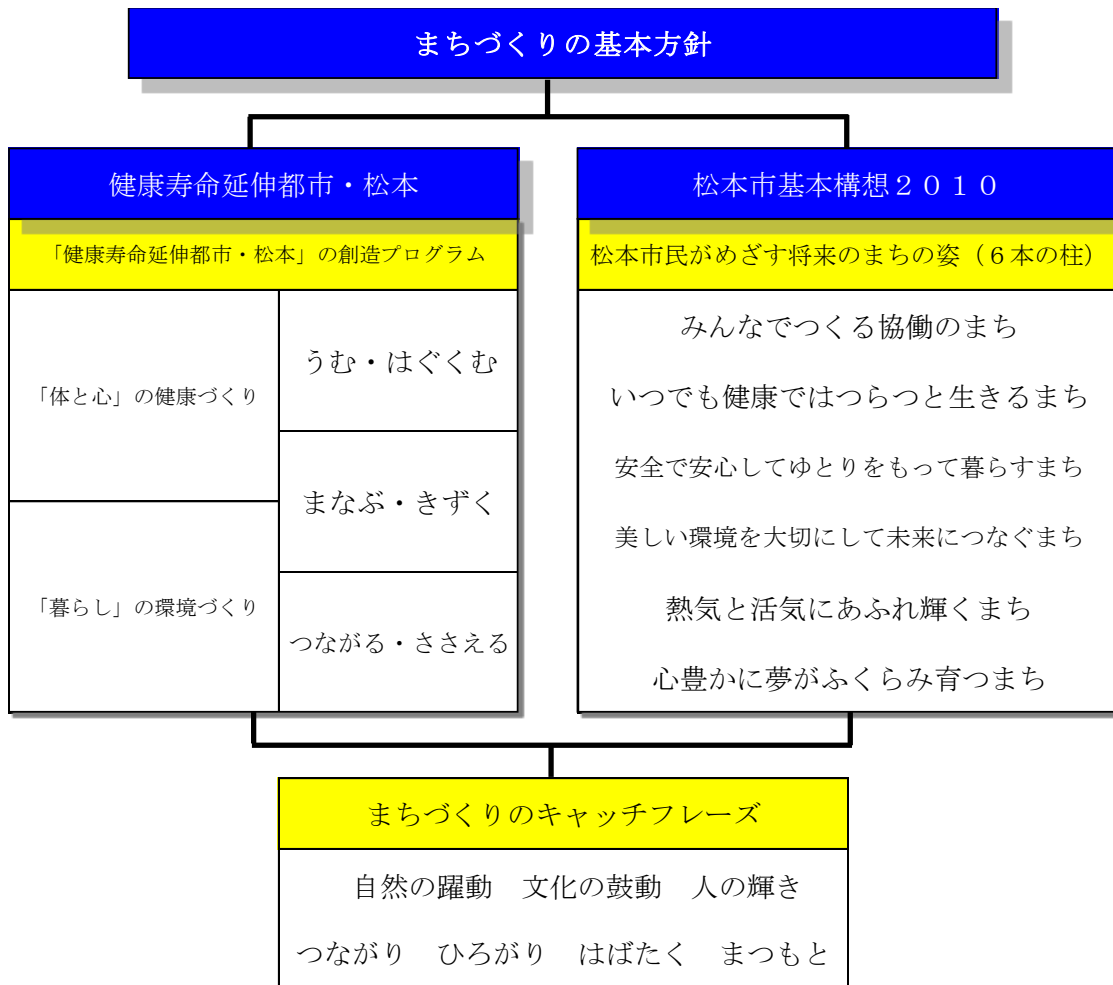
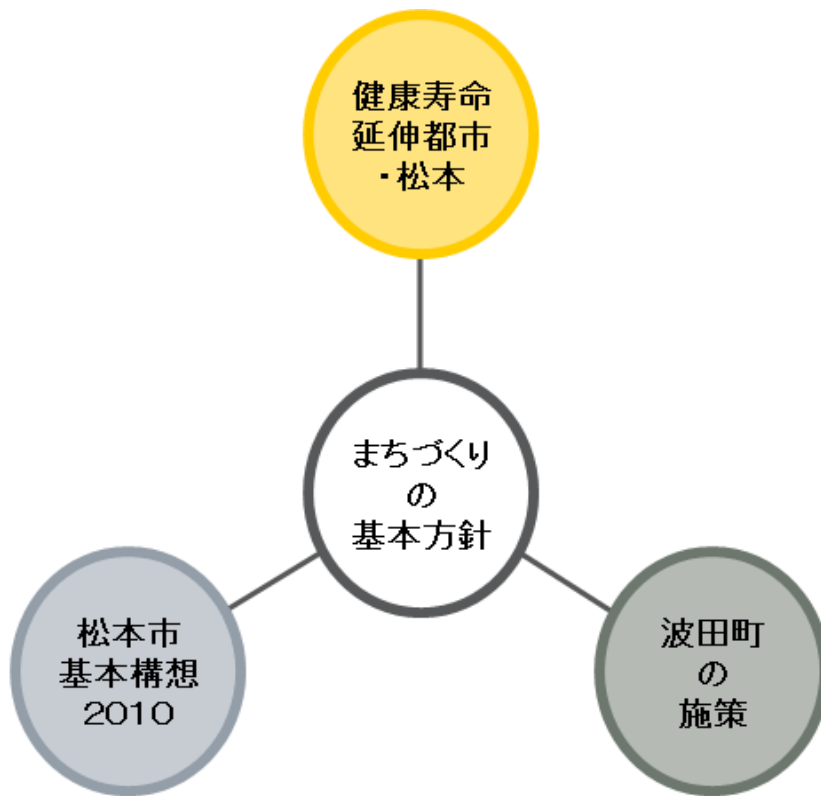
「松本市基本構想2010」の推進

また、松本市は現在、「松本市基本構想2010」に基づき、「市民がめざす将来のまちの姿」として6本の政策の柱を掲げ具現化をめざし、市民・行政の協働によるまちづくりが進められています。

合併後のまちづくりの基本方針

合併後の波田地区においても、「健康寿命延伸都市・松本」の創造、「松本市基本構想2010」における6本の柱からなる施策体系をまちづくりの基本とし、波田町の長期計画を踏まえた上で新市のまちづくりの指針として、「まちづくりの基本方針」及び「まちづくりのキャッチフレーズ」を次のとおり掲げ、合併後の一体性の確立及び住民福祉の向上を図ります。

まちづくりの基本方針（イメージ）



2 土地利用の方針

梓川連携田園都市構想に基づく地域特性を活かしたまちづくり

松本市の土地利用は、梓川連携軸田園都市構想を機軸とした大きなゾーニングにより、地域特性に配慮し、各ゾーンの魅力を最大限活かすことを基本としています。

(梓川連携軸田園都市構想とは、平成17年4月、四賀村・安曇村・奈川村・梓川村との合併の際、新市建設計画に基づく新市の整備方針として定めた新市のランドデザインです。現在、松本市基本構想2010の重点プランとして位置付けられています。)

新市の土地利用の方針として、梓川連携軸田園都市構想に波田地区を加え、自然環境の保存と快適な生活環境実現のため、自然と調和し、地域特性を活かした土地利用を進めます。



流域区分	地区	内容
上流域ゾーン	安曇地区	○保養・レクリエーション・滞在型観光地域 (上高地、乗鞍高原、白骨温泉、スキー場、湯けむり館等)
	奈川地区	○農業・林業・観光業体験研修地域 (野麦峠、スキー場、体験農園、キャンプ場、とうじそば等)
中流域ゾーン	梓川地区	○近隣都市機能地域・都市近郊型農業地域 (安曇野梓川りんご、梓水苑、地場産品直売センター等)
	波田町 (波田地区)	○近隣都市機能地域・都市近郊型農業地域 (スイカ、リンゴ、山林種苗等)
下流域ゾーン	四賀地区	○ゆうきの里地域 (クラインガルデン、アイガモ農法、化石館、穴沢温泉、松茸等)
	旧松本市	○文化・中枢機能地域 (市民芸術館、美術館、博物館、Mウイング、美ヶ原高原等)

3 波田地区の役割

波田町は、手つかずの大自然が息づく上高地、乗鞍高原の玄関口であり、四季折々に美しく彩られる豊かな自然と長い歴史の遺産がある、北アルプスの麓のまちです。

北アルプスの雪解け水が流れ下る梓川によってつくられた4つの段丘から成り立つ地形を特徴とし、それぞれに美しい景観を形成しています。新鮮な野菜や果物の広がる北アルプスの麓を横断する「サラダ街道」の中間点に位置し、豊かな農産物にも恵まれています。なかでも、農業産出額の約1/2を占め、町の代表的な農産物である「スイカ」は、平成5年3月、第22回日本農業賞の集団組織の部で、JA松本ハイランド波田支所スイカ部会が「大賞」を受賞するなど、全国ブランドとして幅広く知れ渡りました。

また、ヒノキ、カラマツ等の山林種苗生産やりんご等の栽培も盛んに行われ、県内でも主要な産地となっているほか、地域農産物を活用した農産加工も盛んに行われています。

また、松本市のベッドタウンとして都市化が進み、国道158号において発生する交通渋滞、大規模店舗の近隣への出店等、多様化・高度化する社会環境の中、地区の住民を取り巻く環境も時代とともに変化しつつあります。

新市のまちづくりにおいては、波田地区を松本市基本構想2010の重点プランである梓川連携軸田園都市構想の中流域ゾーンに位置付け、近隣住民の生活を支える近隣都市機能地域として、国道158号・同渋滞対策道路の整備及び中部縦貫自動車道の建設を促進します。

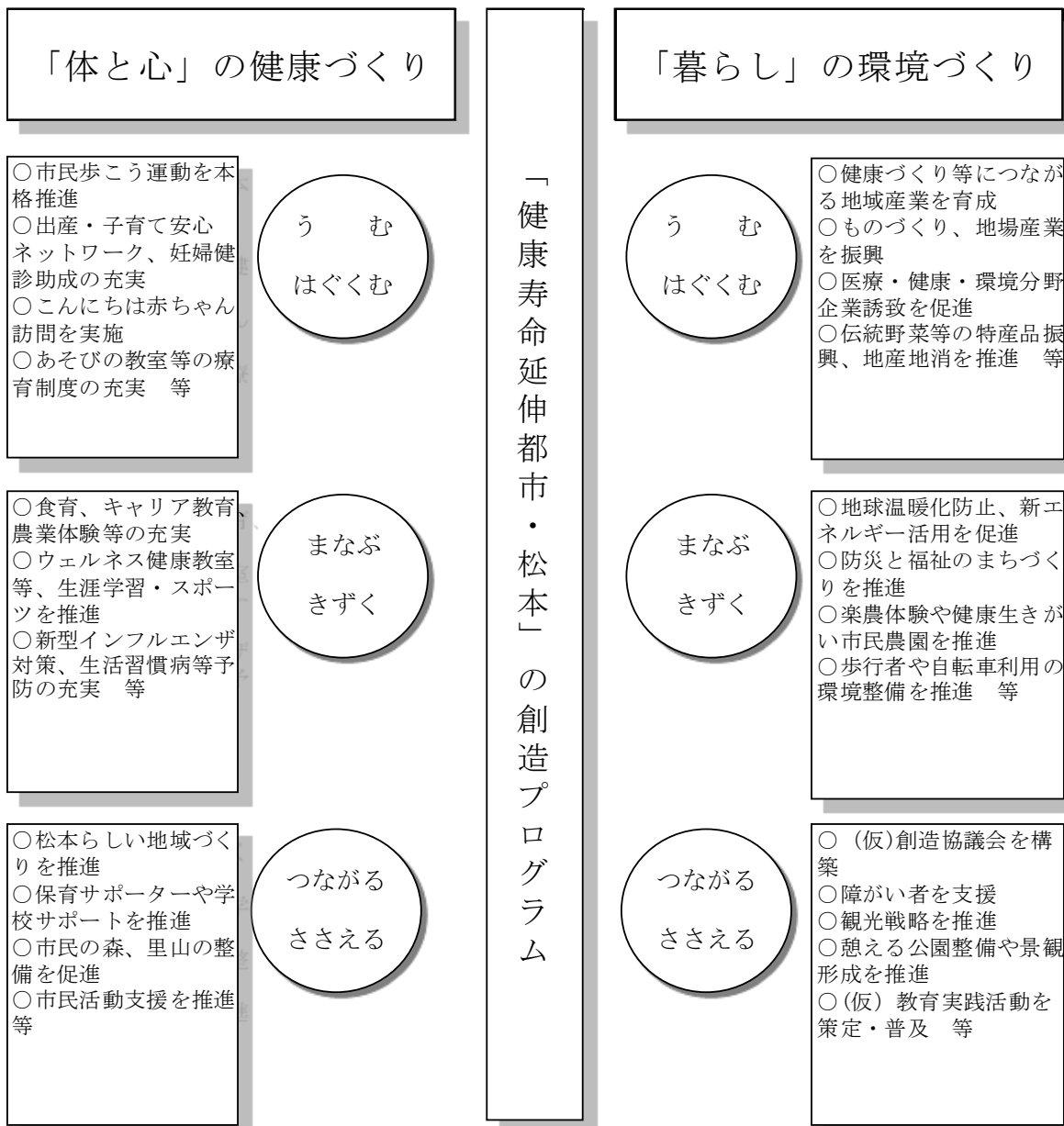
また、優良農地を活用した都市近郊型農業地域としてスイカ、りんご、山林種苗等の特産品振興を行い、活力と魅力ある農業地域の形成をめざします。

更に、本計画の核となる「健康寿命延伸都市・松本」の創造、「松本市基本想2010」における6本の柱からなる施策体系を基本とした、「まちづくりの基本方針」に新市として旧市域、波田地区ともに一体となって取り組むことにより、新市における一体性の確立及び住民福祉の更なる向上を図ります。

第4章 まちづくりの計画

1 「健康寿命延伸都市・松本」の創造プログラム

乳幼児期の子どもから、すべてのライフステージにおいて、また、これまで健康とかわりの薄かった分野も含め、「市民生活の健康水準を高める」ために、わたしたちを取り巻くあらゆる環境を整え、「安心」と「安定」、同時に、「生き方の質の向上」、「生きがいと感動」を覚えることのできるまちを創造します。



「体・心・暮らし」の健康水準を高め、赤ちゃんからお年寄りまで「健康で、自立して、明るく、元気に暮らすまちづくり」をめざします。

2 松本市民がめざす将来のまちの姿（6本の柱）

全体構成

（1）みんなでつくる協働のまち

（主要施策目標）

- ① 市民が主役の参画しやすいまちをつくる
- ② 市民活動が盛んなまちをつくる
- ③ 健全で質の高い行政経営のまちをつくる

（2）いつでも健康ではつらつと生きるまち

（主要施策目標）

- ① 一人ひとりが大切にされるまちをつくる
- ② みんなで子育てを支えるまちをつくる
- ③ 健康づくりで健康寿命がのびるまちをつくる

（3）安全で安心してゆとりをもって暮らすまち

（主要施策目標）

- ① 協働の取組みで災害に強い安全なまちをつくる
- ② 日常生活が安心できるまちをつくる
- ③ ゆとりある快適な都市環境のまちをつくる

（4）美しい環境を大切に未来につなぐまち

（主要施策目標）

- ① 環境に負荷の少ないまちをつくる
- ② 地球環境・自然環境を保全するまちをつくる
- ③ 生活環境を保全するまちをつくる

（5）熱気と活気にあふれ輝くまち

（主要施策目標）

- ① いきいきとした地域がつなぐ観光のまちをつくる
- ② やる気が活きる産業のまちをつくる
- ③ 盛んな交流や活発な起業で人材が育つまちをつくる

（6）心豊かに夢がふくらみ育つまち

（主要施策目標）

- ① 次世代を担う子どもの生きる力を育むまちをつくる
- ② いつでも学べる場と機会を提供し、人と人がつながるまちをつくる
- ③ 多様で特色ある豊かな文化芸術が花開くまちをつくる

(1) みんなでつくる協働のまち

市民、学校、企業、行政等がそれぞれの役割分担を明確にし、ともに協働することで地域コミュニティが活性化するまちづくりを進めます。

① 市民が主役の参画しやすいまちをつくる

地域課題を市民と一緒に解決するために、情報の提供や意見反映の機会を積極的に設け、すべての人が尊重され満足するまちをつくります。

(基本施策目標)

- ・一人ひとりが尊重される社会をめざす
- ・市民の声を活かすよりよい仕組みをめざす
- ・わかりやすい行政情報の提供をめざす
- ・地域の一体性の早期確立をめざす

② 市民活動が盛んなまちをつくる

市民活動を促進し、市民、大学、企業、行政等がそれぞれの役割を担う協働のまちづくりを進め、人と人がつながる仕組みを確立するまちをつくります。

(基本施策目標)

- ・地域課題を解決する市民活動が活発なまちをめざす
- ・大学や企業と協働したまちをめざす
- ・国際交流を進め、人と人のつながりのあるまちをめざす

③ 健全で質の高い行政経営のまちをつくる

市民活動を支える力を持つために、新たな行政経営システムの確立や財政基盤の充実、広域的な連携等を図り、質の高いまちをつくります。

(基本施策目標)

- ・新たな行政経営により効率化・簡素化をめざす
- ・市民とともに行動できる人材育成をめざす
- ・財政基盤の充実、健全な財政の強化をめざす
- ・広域的なつながりで、魅力あるふるさとをめざす

(2) いつでも健康ではつらつと生きるまち

コミュニティ活動施設等を拠点にし、障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で当たり前のように生き、安心して子どもを産み、老後を過ごすまちづくりを進めます。

① 一人ひとりが大切にされるまちをつくる

ノーマライゼーションの考えに基づき、市民が個人として尊重され、障害のあるなしにかかわらず、地域の中で誰もがいきいきと自立して暮らすまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・地域における福祉文化の創造をめざす
- ・ともに暮らす環境整備をめざす
- ・高齢期の自立した生活支援をめざす

② みんなで子育てを支えるまちをつくる

一つひとつの家庭を大切にしつつ、地域ぐるみで子育てを支援する体制をつくり、誰もが夢をもって子どもを産み、育てるまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・安心して子どもを産み、健やかに育てることができるまちをめざす
- ・誰でも安心して、楽しんで子育てができる環境整備をめざす
- ・保育サービス・保育環境の充実をめざす

③ 健康づくりで健康寿命がのびるまちをつくる

食育の推進と市民自らの主体的な健康づくりにより、健康寿命の延伸を図るとともに、誰もが生きがいを持ち、安心して老いることのできるまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・健康で生きがいのもてる高齢期をめざす
- ・安心とゆとりの暮らしづくりをめざす
- ・市民の健康づくりを支えることをめざす

(3) 安全で安心してゆとりをもって暮らすまち

災害等に初期段階から対応可能な危機管理体制の確立と秩序ある土地利用や道路網等を整備し、防犯への取組みにより、安全で安心なまちづくりを進めます。

① 協働の取組みで災害に強い安全なまちをつくる

災害等を想定し、消防体制や自主防災組織等の危機管理体制の整備と都市の防災機能の強化により、災害に強いまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・危機管理体制の強化をめざす
- ・住民意識の高揚を図り自主防災組織の強化をめざす
- ・自然災害に強い構造のまちをめざす

② 日常の生活が安心できるまちをつくる

毎日の生活を安心して暮らすために、地域ぐるみで防犯等への取組み、生活に欠かせない安心して飲める水の安定供給ができるまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・犯罪のない安全で安心して市民が暮らすまちをめざす
- ・いつでもどこでも安全でおいしい水の安定供給をめざす

③ ゆとりある快適な都市環境のまちをつくる

計画的な土地利用と利便性の高い航空網・鉄道網・道路網により、快適な都市環境と魅力ある景観を形成し、人にやさしいまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・計画的土地利用による快適な都市の形成をめざす
- ・自然・歴史・文化資産を活用した魅力ある景観形成をめざす
- ・ゆとりある総合的な交通環境の構築をめざす
- ・快適な道路環境の構築をめざす

(4) 美しい環境を大切に未来につなぐまち

環境保全活動がすべての者の公平な分担のもと、自主的かつ積極的に行われるよう、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うまちづくりを進めます。

① 環境に負荷の少ないまちをつくる

環境負荷を少なくし、省資源・省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入とともに、環境に配慮した交通政策を進め、持続可能なまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・環境に配慮した交通政策の実現をめざす
- ・生産・消費・廃棄を管理・循環させる社会の構築をめざす
- ・環境教育を進め、自発的な環境保全活動を実践するまちをめざす

② 地球環境・自然環境を保全するまちをつくる

恵まれた自然環境と地球規模の環境保全を図るために、地球温暖化やオゾン層破壊を防止するとともに、自然を保護し、動植物と共生するまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・地球環境を保全して次世代につなぐまちをめざす
- ・身近な自然を大切に、自然環境とふれあうまちをめざす
- ・多様な動植物を保護するまちをめざす

③ 生活環境を保全するまちをつくる

快適な生活環境を維持するために、市民・事業者・行政が連携して環境問題に取り組むとともに、適正に廃棄物を処理するまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・市民生活にうるおいとやすらぎを与えるまちをめざす
- ・河川、地下水などの水環境保全を推進するまちをめざす
- ・市民ニーズに対応した環境衛生施設の適正な整備をめざす
- ・下水道の整備と維持管理による快適で安全なまちをめざす

(5) 熱気と活気にあふれ輝くまち

にぎわいと魅力ある市街地を創出し、産学官連携による産業基盤の強化を図り、地域の特性や資源を活かした熱気と活気あるまちづくりを進めます。

① いきいきとした地域がつながる観光のまちをつくる

自然や豊富な観光資源を有機的に結び、特色ある観光を創出し、いきいきとした地域がつながる魅力的な観光のまちをつくりまます。

(基本施策目標)

- ・ 地域資源を活かした観光地をめざす
- ・ 観光客にやさしいまちをめざす
- ・ 観光に磨きをかけるまちをめざす

② やる気が活きる産業のまちをつくる

中心市街地の活性化、製造業連携体制の構築、環境との調和を大切にした魅力ある農畜林産物の生産等により活気ある産業のまちをつくりまます。

(基本施策目標)

- ・ 明るく元気な農村をめざす
- ・ 豊かな森林と山村をめざす
- ・ 地域の特性を活かした魅力的な商店街をめざす
- ・ 活力ある工業基盤の充実をめざす
- ・ 安心して働ける労働環境の整備をめざす
- ・ 多彩な流通基盤の整備をめざす
- ・ 安全・安心・新鮮でおいしい農産物の消費拡大をめざす

③ 盛んな交流や活発な起業で人材が育つまちをつくる

産学官の連携等による新たな産業創出を図り、都市と農村の交流等により、資源の有効活用を進め、人材の育つまちをつくりまます。

(基本施策目標)

- ・ 都市と農村の交流による地域の活性化をめざす
- ・ 個性ある産業の育成と新たな産業の創出の促進をめざす

(6) 心豊かに夢がふくらみ育つまち

いきいきとした子どもたちや地域づくりを担う地域住民が多様な文化芸術の活力を得て、子どもも大人も心豊かに夢がふくらみ育つまちづくりを進めます。

① 次世代を担う子どもの生きる力を育むまちをつくる

子どもたちの豊かな心の育成と学力の向上をめざし、学校・家庭・地域の連携を深め、次代を担う子どもが健全に育つまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・子どもの視点にたった教育施策の推進をめざす
- ・一人ひとりの子どもの可能性を伸ばす教育をめざす
- ・子どもがいきいきとする地域社会をめざす
- ・子どもを育む学校・家庭・地域の連携をめざす

② いつでも学べる場と機会を提供し、人と人がつながるまちをつくる

市民参加を促し、社会の要請に応えるために、学びの場と機会を提供し、人と人との交流・連携を図り、個性豊かな活力ある生涯学習のまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・地域に根ざした住民主体の生涯学習をめざす
- ・市民の健康寿命をのばす生涯スポーツをめざす
- ・市民の多彩な学習に応える場や環境づくりをめざす

③ 多様で特色ある豊かな文化芸術が花開くまちをつくる

公共施設や地域の特色ある文化資源を最大限活かし、市民が身近な場所で多彩な文化芸術活動を伝承し、創造し、発展させるまちをつくりまします。

(基本施策目標)

- ・市民の参画や多彩な活動を促し、豊かな文化芸術の振興をめざす
- ・文化財の記録・保存・整備を進め、文化遺産の積極的な活用をめざす

第5章 長野県の実施

1 長野県の役割

新市は、美しい自然や文化財・史跡などの観光資源、先人達から受け継がれてきた伝統や芸術文化、豊かな自然に育まれた農畜産物など、多様で豊富な地域資源に恵まれており、長野自動車道や信州まつもと空港なども活用しながら、今後更なる発展が期待されます。

また、今後住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、地域経営の主役として、自己決定・自己責任の原則のもと、将来にわたって持続的に行政サービスが維持・向上できるように行財政基盤の強化が求められています。

こうした中で、新市は、合併を契機としてより安定した行財政運営を図るとともに、広域的な視点から時代に応じた施策を積極的に取り入れ、更なる行政サービスの効率化と質の向上を目指しています。

長野県は、長野県市町村合併構想及び新長野県市町村合併支援プラン等に基づき、新市とも十分連携しながら、円滑な行財政運営の確保及び均衡あるまちづくりに向けた新市の取組みに対し、現地機関を含め県として積極的に支援します。

2 新市における長野県の実施

○ 地域公共交通の確保に関する支援

地域公共交通の持続的な確保のため、新市が主体となって実施する交通システムの再構築に向けた取組みに対する助言や情報提供など必要な支援を行います。

○ 福祉・保健・医療施策の充実

高齢者、障害者、子ども等が、地域全体の支え合いのもとで、安心していきいきと生活できる社会を構築するため、新市及び関係団体が行う福祉サービスの充実や福祉基盤の整備等の取組みを支援します。

また、新市住民の一人ひとりが健康でいきいき暮らせるよう、保健活動及び医療提供体制などについて、新市や関係団体との連携を図ります。

○ 環境保全の推進

流域下水道の整備や適正な維持管理、生活排水処理施設や水道施設の整備促進への必要な支援などを行い、良好な生活環境の形成を図ります。

また、顕在化している様々な環境問題に対応するため、住民、事業者、行政が一体となり環境保全活動に取り組むことが出来るまちづくりを支援します。

○ 地域産業支援基盤の整備

新市の一体化及び均衡ある発展を支援し、地域内外のものづくり産業の競争力を強化する観点から、工業技術総合センターの技術支援の高度化に資する設備の計画的な整備に取り組みます。

○ 魅力ある観光地づくりの推進

豊かな自然環境や美しい景観など、多様な観光資源に磨きをかけ、地域の特性を生かした魅力ある観光地づくりを推進するため、観光旅行者に対するホスピタリティの向上を図る事業や温泉地などの観光地の再生を支援する事業に取り組みます。

また、地域や近隣県との広域連携による観光資源の発掘を行い、魅力ある広域観光ルートの形成を図るほか、“田舎暮らし”を希望する都市圏生活者との交流促進などを通して、地域の活性化を図ります。

○ 多様で豊かな農業・農村づくりの推進

農業生産基盤や生活環境基盤の計画的な整備により、安定した農業経営と農村の安全な暮らしを守る取組みを支援します。

また、スイカを始めとする農畜産物の生産や観光との連携による地域内産業の活性化などを支援し、多様で豊かな農業・農村づくりを進めます。

○ 健全な森林づくりの推進

新市の森林を健全な姿で次世代に引き継ぐため、間伐を中心とした森林づくりを推進し、森林の多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを計画的に進めます。特に、これまで整備が進まず長い間放置されている集落周辺の里山において、地域ぐるみでの取組みの支援や、間伐を推進・実行する人材の育成により、集中的な間伐を推進します。

また、森林整備に必要な林道や作業道等を一体的に整備することにより、地域の林業振興を図るとともに、山地災害の未然防止や災害地の早期復旧、保安林の防災機能の強化を図るための治山事業を実施します。

＜ 主要事業 ＞

- ・ 奥地保安林保全緊急対策事業

○ 野生鳥獣被害対策への支援

人と野生鳥獣との緊張感ある棲み分けと農林業被害の軽減を図るため、新市が行う被害防除対策、捕獲対策、生息環境整備対策、ジビエ振興対策に対して今後も情報提供や技術支援などを行います。

また、野生鳥獣による農林業被害対策を推進するため、県現地機関に設置した野生鳥獣被害対策チームによる被害集落への積極的な支援を行います。

○ 地域道路網等の整備

新市の一体化及び均衡ある発展を支援し、円滑な交流の促進及び安全・安心な道路環境の実現のため、国道・県道の計画的な整備に取り組みます。

また、都市部において誰もが移動しやすい交通体系を確立するため、地域における総合的な交通計画を策定します。

＜ 主要事業 ＞

- ・国道158号
- ・主要地方道 塩尻鍋割穂高線
- ・一般県道 波田北大妻豊科線

○ 治水対策の推進

河川改修工事や河川管理施設の修繕などを行い、洪水の氾濫を軽減します。

また、住民参加のもと、効率的な河川の維持管理や河川環境の保全を推進します。

なお、合併に伴う主要公共施設等の配置計画の見直し等に際して、特に防災上重要な施設等の設置にあたり、緊急的に河川改修等の対策が必要と認められる場合には、事業の優先採択・重点投資に配慮します。

○ 土砂災害等対策の推進

土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備を進めます。

＜ 主要事業 ＞

- ・国補通常砂防事業

○ 学校教育の充実

学校・家庭・地域・関係機関との連携を図り、確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む教育を推進するとともに、魅力と活力ある高校づくりを進めるなど、学習環境の充実を図ります。

○ 犯罪のない社会づくり

地域と連携・協働した地域安全活動を引き続き推進し、犯罪のない安全で安心な地域社会づくりに取り組みます。

○ 新市町村合併特例交付金などによる支援

合併に伴い必要となる内部事務事業やまちづくりに関する事業に対し、新市町村合併特例交付金を交付し、新市の円滑な運営と新しいまちづくりを支援します。

また、合併に伴う地域の連携の推進など、地域発元気づくり支援金を活用して、新市や自治会などが、地域住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域づくりを支援します。

第6章 公共施設の適正配置等の基本方針

合併における公共施設の適正配置等の基本方針を以下のとおりとします。

波田町の各種公共施設については、施設の実態に応じて、整理統合等の適正化に努めます。

波田町役場は支所とし、3課体制（波田総合病院を除く。）とします。また、合併時に、管理部門及び行政委員会事務局等の要員を見直し、合併後2年以内に、事業部門等の本庁と支所との業務分担を見直し、その時点で合併4支所と同じ要員体制にします。

第7章 財政計画

1 前提条件

財政計画は、新市としての歳入・歳出の項目ごとに、過去の実績などを踏まえて、合併後も健全な財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果、行政改革の推進、サービス水準の維持・向上に必要な経費、国・県の財政支援などを反映させて、普通会計ベースで合併後15年間について作成しました。

なお、令和2年3月の変更にあたっては、平成22年度から平成30年度までについては決算額に置き換え、令和元年度以降については、基本的に当初計画の算定条件を踏襲した松本市全体での財政計画としています。

歳入・歳出の、推計部分にかかる主な算定条件は、次のとおりです。

2 歳入

(1) 地方税

市税については、過去の実績と今後の経済の見通しを踏まえ、現行の税制度を基本として算定しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、現行の交付税制度を基本に普通交付税の算定の特例（合併算定替等）の合併に係る交付税措置を見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金及び県支出金については、一般行政経費分は過去の実績などにより、社会保障関係経費は、歳出の見込みを踏まえて算定しました。

(4) 地方債

地方債については、通常債及び臨時財政対策債を見込んでいます。

当該年度の元金償還額の85%を限度に借入れを行うものとし、その種別については、借入総額を一定の率で割り振っています。

(5) その他

ア 繰入金

繰入金については、毎年度、財政調整基金から6,300万円、地域振興基金から3億円、減債基金から2億2,000万円を取り崩すものとしています。

イ 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績などにより算定しています。

3 歳出

(1) 義務的経費

ア 人件費

人件費については、行革による増減は無いものとし、令和3年度当初の中核市移行を見越した増分のみ、見込んでいます。

イ 扶助費

扶助費については、過去の実績等により算定しました。

ウ 公債費

公債費については、平成30年度までに借り入れた市債の償還予定額に、今後借り入れる見込分の市債に係る償還額を見込んでいます。

(2) 普通建設事業費

普通建設事業費については、通常ベースでの普通建設事業費を見込んでいます。

(3) その他

ア 物件費

物件費については、過去の実績等により算定しています。

イ 補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定しています。

4 財政計画

(1) 歳入

(単位 百万円)

歳入区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地方税	35,121	35,079	34,532	35,090	35,858	35,834	35,749	36,623
地方交付税	17,659	17,959	18,088	17,446	16,514	15,640	15,214	14,629
国・県支出金	14,954	15,194	14,411	15,272	16,545	16,846	16,147	16,478
地方債	9,050	8,512	8,205	8,665	8,487	6,998	6,159	7,264
その他	17,178	18,898	16,368	15,403	15,817	17,263	18,540	16,416
歳入合計	93,962	95,642	91,604	91,876	93,221	92,581	91,809	91,410
歳入区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
地方税	36,694	36,982	36,708	36,706	37,013	37,286	37,270	
地方交付税	13,515	13,607	13,367	14,207	13,764	13,375	12,728	
国・県支出金	15,847	19,239	20,117	18,771	18,605	18,599	18,526	
地方債	7,217	7,693	9,205	7,712	7,721	7,560	7,020	
その他	16,656	19,453	20,568	16,982	17,029	16,855	17,019	
歳入合計	89,929	96,974	99,965	94,378	94,132	93,675	92,563	

(2) 歳出

(単位 百万円)

歳出区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
義務的経費	人件費	15,678	15,420	15,394	14,843	15,043	14,927	14,774	14,873
	扶助費	14,339	15,068	15,001	15,261	15,553	16,414	16,469	17,292
	公債費	11,489	11,438	11,387	11,446	10,920	10,741	10,575	10,703
物件費	10,714	11,658	10,838	10,812	11,421	11,546	11,673	11,577	
補助費等	11,414	11,561	10,982	10,521	10,519	11,046	11,434	10,664	
普通建設事業	10,064	10,602	11,380	11,295	13,204	9,826	9,889	9,997	
その他	18,143	18,334	14,910	15,994	15,032	14,477	15,315	14,120	
歳出合計	91,841	94,081	89,892	90,172	91,692	88,977	90,129	89,226	
歳出区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
義務的経費	人件費	15,270	15,884	16,507	16,296	16,344	16,439	16,517	
	扶助費	16,939	17,865	17,862	18,010	18,107	18,118	18,204	
	公債費	9,833	9,433	9,202	9,375	9,335	9,118	8,457	
物件費	11,778	13,351	14,594	14,842	15,053	15,261	15,346		
補助費等	10,157	10,997	10,723	11,087	11,097	10,956	10,865		
普通建設事業	11,086	12,730	17,552	10,411	9,730	8,801	8,168		
その他	12,443	16,714	13,525	14,357	14,466	14,982	15,006		
歳出合計	87,506	96,974	99,965	94,378	94,132	93,675	92,563		